

広報 宮城県後期高齢者医療広域連合

第10号

平成24年4月

表紙／ロケットと蔵王の山並み（角田市）

主な内容

- 平成24・25年度の保険料について
- 議会定例会議決結果
- 平成24年度予算関係
- 歯科健診事業について ほか

平成24・25年度の保険料について

後期高齢者医療保険料は、2年間の医療費等の推計額から、公費(約5割)、若年世代の支援金(約4割)の収入を引いた残り(約1割)を保険料として被保険者の皆さまに負担していただくようになります。

個人ごとの保険料は、被保険者の皆さまに均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」を組み合わせで計算します。その均等割と所得割の額・率(保険料率)は、各都道府県の広域連合で2年ごとに設定されます。

宮城県においては、平成24年2月9日に開催された広域連合議会で、平成24・25年度の保険料率が均等割額を被保険者1人あたり40,920円(平成22・23年度は40,020円)、所得割率を8.3%(同7.32%)、賦課限度額を55万円(同50万円)と決定されました。

保険料率が上がった要因は、医療費が増えていることと、国が被保険者の保険料として負担していただく分として定める率(高齢者負担率)が上昇したことなどによるものです。

なお、平成24年度のお一人おひとりの保険料額は7月以降にお住まいの市区町村からお知らせします。

<p style="text-align: center;">宮城県の保険料額 (限度額55万円) 平成22・23年度 50万円</p>	=	<p style="text-align: center;">均等割額 被保険者一人当たり [40,920円] 平成22・23年度 40,020円</p>	+	<p style="text-align: center;">所得割額 住民基礎控除 (33万円)後の 総所得金額等 × [8.3%] (所得割率) 平成22・23年度 7.32%</p>
<p style="font-size: small;">※保険料額については、100円未満切捨て</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※総所得金額等とは、各種控除(社会保険料控除等)を差し引く前の金額です。</p>				

保険料の軽減措置について

○所得の低い方に対する軽減措置

I 被保険者均等割額の軽減

所得の低い方は、下記のとおり、世帯(被保険者全員と世帯主)の前年中の所得に応じて、均等割額(年額40,920円)が軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等	軽減後の均等割額(年額)
9割	「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入が80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	4,092円
8.5割 ^{注1}	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	6,138円
5割	「基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	20,460円
2割	基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	32,736円

(注1) 本来は7割軽減ですが、平成24年度においても昨年度と同様8.5割軽減となります。

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合にも、その世帯主の所得は軽減判定の対象になります。

※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。

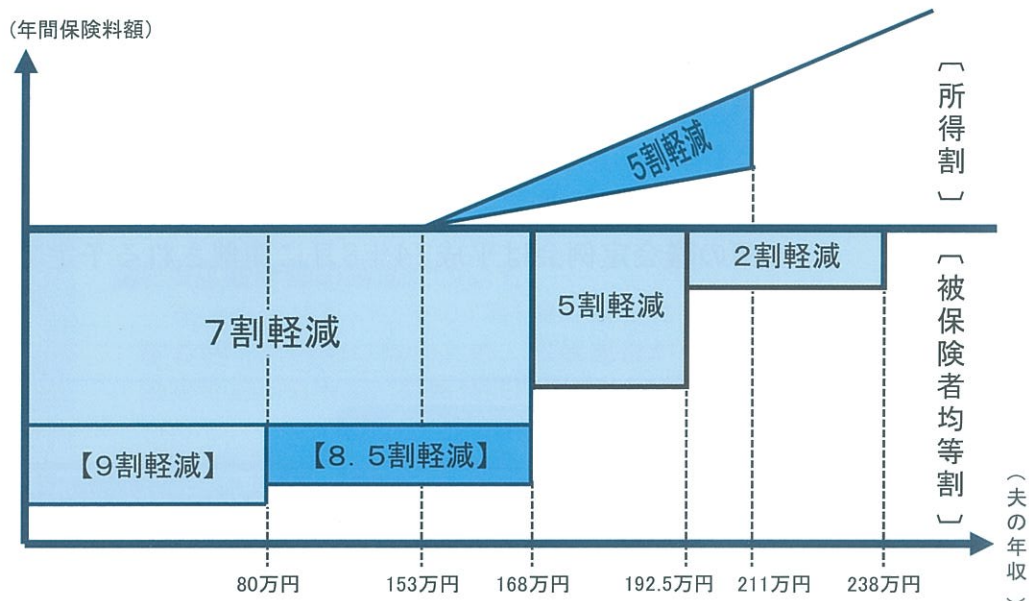
II 所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、前年中の所得^{注2}が58万円以下で所得割額を負担される方（例えば、年金収入のみの方の場合、年額153万円超～211万円以下の方）は、所得割額が一律に5割軽減されます。

（注2）ここでいう所得とは、各種控除（社会保険料等）を差し引く前の額から住民税の基礎控除額（33万円）を差し引いた額になります。

年金収入のみの場合の軽減のイメージ

* 被保険者が、夫（世帯主）と妻の2人世帯で、妻の年金収入が80万円以下である場合



○被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

制度加入の前日まで会社の健康保険や共済組合の被扶養者であった方は、平成24年度においても、特例措置として所得割額はかからず、被保険者均等割額は9割軽減されます。（国民健康保険や国民健康保険組合に加入していた方は該当しません。）

○一部負担金等免除の取扱いについて

東日本大震災に係る受診時の窓口負担（一部負担金）等については、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書を窓口で提示することで免除となっておりますが、その免除措置が、下記のものについては平成24年9月30日まで免除期間が延長になっています。ただし、入院時の食事療養費・生活療養費・療養費（柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具）は平成24年2月29日までで免除期間が終了しています。

※免除申請の理由が福島原発事故による警戒区域等の住民の方は平成25年2月28日までの免除期間となります。
 ※有効期限が平成24年2月29日までの「免除証明書」は、有効期限を平成24年9月30日までと読み替えて引き続き使用できます。

- 免除期間が延長になっているもの
 - 一部負担金（医科・歯科・調剤）
 - 療養費（訪問看護）
 - 保険外併用療養費※（高度先進医療・治験等）
- ※入院時食事負担額、療養病床入院時の居住費を除く



議長
野田 譲氏



副広域連合長
鈴木 勝雄氏

議会定例会が開催されました

平成24年2月9日に平成24年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。会議に先立ち、広域連合議会議長の選挙が行われ、野田譲氏（仙台市議会選出）が議長に選出されました。

定例会の会期は1日間で、広域連合長から8件の議案が提案され、審議の結果、今定例会に提案された議案は、すべて原案通り可決・同意されました。（詳細は次ページ）

第8号議案において、平成24年3月31日で退任する佐々木功悦副広域連合長（美里町長）の後任として鈴木勝雄氏（利府町長）が選任されました。

そのほか、一般質問については、2名の議員が行いました。次回の議会定例会は平成24年8月に開催される予定です。

広域連合議会議員名簿

市町村名	議員名	市町村名	議員名	市町村名	議員名
仙台市	野田 譲	大崎市	木村 和彦	利府町	鈴木 忠美
石巻市	長倉 利一	蔵王町	松崎 良一	大和町	上田 早夫
塩竈市	浅野 敏江	七ヶ宿町	武藏 重幸	大郷町	千葉 勇治
気仙沼市	秋山善治郎	大河原町	安藤 征夫	富谷町	出川 博一
白石市	水落 孝子	村田町	渡辺 元道	大衡村	佐々木金彌
名取市	相澤 祐司	柴田町	水戸 義裕	色麻町	遠藤 武夫
角田市	相澤 邦戸	川崎町	石野 博之	加美町	近藤 義次
多賀城市	米澤まき子	丸森町	菊池 修一	涌谷町	久 勉
岩沼市	渡辺ふさ子	亘理町	鞠子 幸則	美里町	吉田 眞悦
登米市	岩淵 勇一	山元町	遠藤 龍之	女川町	佐々木新一郎
栗原市	三浦 善浩	松島町	緑山 市朗	南三陸町	佐藤 宣明
東松島市	小野 恵章	七ヶ浜町	歌川 渡		

（平成24年2月9日現在・敬称略）

懇談会を開催しました

後期高齢者医療制度の運営に当たり、被保険者や医療関係者の方々から幅広く意見を聞くことにより、制度の円滑な運営を図ることを目的として、懇談会を県内2か所で開催しました。

2か所で、合計20名の方の参加で、様々なお意見をいただきました。いただいたご意見は今後の事業運営の参考とさせていただきます。

地区	開催日	開催場所	参加人数
県央地区	平成23年10月26日	宮城県自治会館	10名
県南地区	平成23年10月27日	白石市介護予防センター	10名

議決結果 (議案中「宮城県後期高齢者医療広域連合」は省略しています。)

議案番号	件名	議決結果
第1号議案	<p>後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成24・25年度の保険料率を「所得割8.3%」「均等割40,920円」とするもの。 2. 保険料の賦課限度額を55万円とするもの。 3. 被用者保険の被扶養者の保険料に係る均等割の9割軽減を平成24年度も継続するもの。 4. 均等割の7割軽減に該当する者(9割軽減者を除く)の均等割の8.5割軽減を平成24年度も継続するもの。 	原案可決
第2号議案	<p>後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例</p> <p>平成24年度において継続される保険料軽減措置分の財源として後期高齢者医療制度臨時特例基金を充てるために所要の改正を行うもの。</p>	原案可決
第3号議案	<p>第2次広域計画の策定について</p> <p>地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、広域事務を総合的・計画的に行うため、広域連合が行う事務についての計画を定めるもの。計画期間は平成24年度から平成28年度。</p>	原案可決
第4号議案	<p>平成23年度一般会計補正予算(第2号)</p> <p>震災対応事務経費に充てるため、所要額を財政調整基金から取り崩すもの。 (歳入歳出500万円の増)</p>	原案可決
第5号議案	<p>平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 震災対応に伴い市町村が実施した事業の経費に対する補助のため、所要の補正を行うもの。 2. 市町村療養給付費負担金について、平成22年度の療養給付費の事業費が確定したことにより、市町村ごとに過不足が生じたため、所要の補正を行うもの。 (歳入歳出合計2億7,181万4,000円の増) 	原案可決
第6号議案	<p>平成24年度一般会計予算</p> <p>歳入歳出総額9億9,069万8,000円とするもの。 (前年度比 14.1%増)</p>	原案可決
第7号議案	<p>平成24年度後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>歳入歳出総額2,194億7,036万7,000円とするもの。 (前年度 比1.2%増)</p>	原案可決
第8号議案	<p>副広域連合長の選任の同意を求めることについて</p> <p>平成24年3月31日で退任する佐々木功悦副広域連合長(美里町長)の後任として鈴木勝雄氏(利府町長)の選任の同意を求めるもの。</p>	同意
—	<p>議長の選挙</p> <p>選挙の結果、野田議氏(仙台市議会選出)が当選人となりました。</p>	指名推選 決定

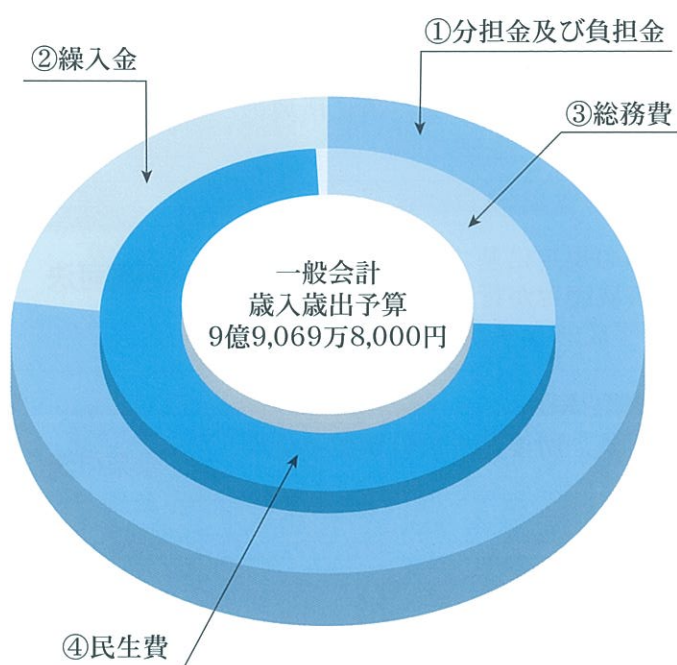
※平成24年度予算については6ページに詳しく掲載しています。

平成24年度当初予算の概要について

一般会計の歳入歳出総額は約9億9千万円で、平成23年度比で約14.1%の増加となっています。歳出増加の主な要因は、平成24年度に後期高齢者医療制度運営のための電算処理システムの更新時期を迎え、その費用を後期高齢者医療特別会計への繰入金として計上したために増額となるものです。

特別会計の歳入歳出総額は約2,194億7,037万円で、平成23年度比で約1.2%の増加となっています。歳出増加の主な要因は、特別会計の歳出の大部分を占める保険給付費に係る療養諸費の増加によるものです。

一般会計予算の歳入・歳出別割合



歳入（外側）

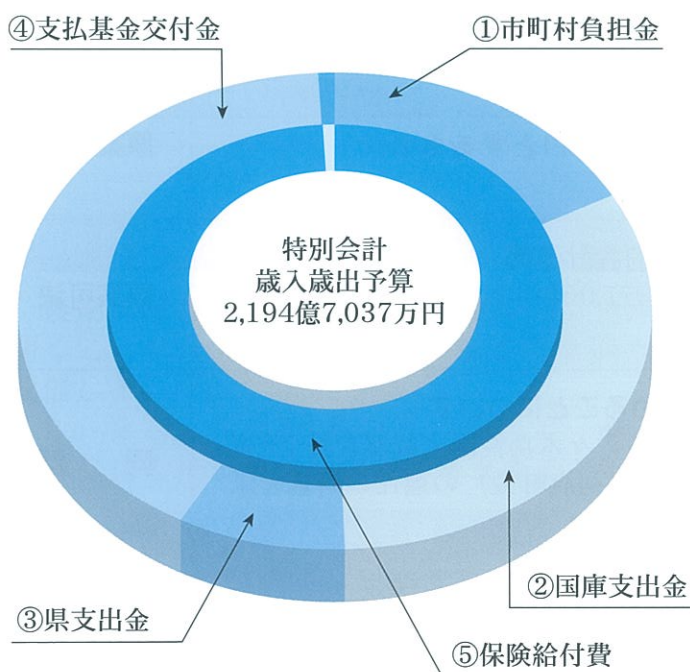
- ①分担金及び負担金（約77.3%）
市町村からの共通経費負担金
- ②繰入金（約22.7%）
財政調整基金からの繰入

歳出（内側）

- ③総務費（約25.6%）
事務局の運営に係る経費
- ④民生費（73.6%）
後期高齢者医療標準システム等共通経費に係る特別会計への繰入金

このほか、議会の運営経費として議会費を計上しています。

特別会計決算の歳入・歳出別割合



歳入（外側）

- ①市町村負担金（約17.1%）
市町村の療養給付費負担金と保険料等負担金
- ②国庫支出金（約32.4%）
国の療養給付費負担金と補助金・交付金等
- ③県支出金（約8.8%）
事務局の運営に係る経費
- ④支払基金交付金（約41.0%）
若年世代からの支援金

歳出（内側）

- ⑤保険給付費（約99.3%）
医療費の支払に要する経費

このほか、歳出の項目として健康診査や歯科健診事業等の経費として保健事業費を計上しています。

歯科健診事業の実施について

平成23年度は東日本大震災の影響で休止していた歯科健診事業を、平成24年度に平成23年度の対象者も含めて下記により行います。

●歯科健診事業とは

虫歯の発見や歯磨き指導を行うことによって、口の中の環境を改善し、誤嚥性肺炎など高齢者に多く発生する病気の予防のきっかけ作りを目的として、宮城県歯科医師会の協力を得て行っている事業です。

対象者：昭和10年4月1日～昭和12年3月31日生まれの方
(平成22年度及び平成23年度中に75歳になられた方)

内容：歯科健診・歯磨き指導・入れ歯の手入れ指導など。

費用：無料（健診後に治療等を行う場合は有料となります。）

受診票の送付：平成24年6月末日までに受診票を対象者に送付します。

受診期間：平成24年7月1日から平成24年10月31日までです。

受診場所：受診票に受診できる歯科医院の一覧表を同封しますので、記載の歯科医院で受診してください。

高額な外来診療の窓口負担が変わります

平成24年4月から、同一の医療機関等で、同一月の外来診療の窓口負担（一部負担金）が自己負担限度額を超える場合に、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。**これまで**は入院のみが対象でしたが、**外来についても対象となります。**

複数の医療機関等を受診している場合は、医療機関ごとに限度額を支払うことになります。なお、1か月分の自己負担額を合算（個人又は世帯）し、限度額を超えて支払った分については、申請して認められると高額療養費として支給されます。

- 同一の医療機関でも医科と歯科・薬局の合算はできません。
- 住民税非課税世帯（所得区分「低所得Ⅰ」又は「低所得Ⅱ」）の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となりますので、お住まいの市区町村の窓口で申請してください。
- 現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」はそのまま使えます。
- 住民税非課税世帯の方以外は被保険者証を窓口に提示してください。
- 対象は、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療が対象となります。（柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術は対象外です）

税制改正に伴う窓口負担割合の判定について

平成24年度からの個人住民税に係る税制改正による扶養控除の見直しに伴い、窓口負担（一部負担金）割合を判定する際の「所得」の計算に係る控除の取扱いについて下記のとおり変更となります。

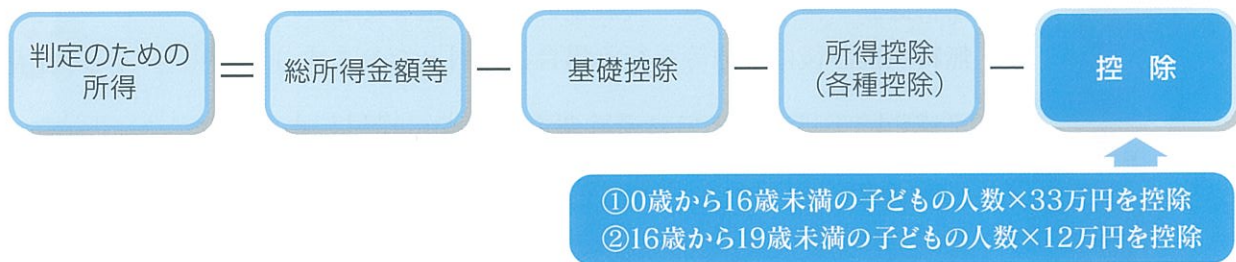
※平成24年8月1日以降の窓口負担割合の判定から適用されます。

対象者：後期高齢者医療制度の被保険者で次の①、②両方に該当する方

- ①前年の12月31日現在において世帯主である。
- ②同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の方がいる。

変更内容：

②の方の人数に一定額（16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円）を乗じた額を、被保険者の住民税課税所得から控除した額が一部負担金割合を判定する際の所得となります。



《市区町村お問い合わせ先》

(後期高齢者医療担当課)

仙台市 保険年金課	022-214-8173	大河原町 町民生活課	0224-53-2114
青葉区役所 保険年金課	(代)022-225-7211	村田町 町民生活課	0224-83-6401
宮城野区役所 保険年金課	(代)022-291-2111	柴田町 健康推進課	0224-55-2114
若林区役所 保険年金課	(代)022-282-1111	川崎町 保健福祉課	0224-84-6008
太白区役所 保険年金課	(代)022-247-1111	丸森町 保健福祉課	0224-72-3014
泉区役所 保険年金課	(代)022-372-3111	亘理町 健康推進課	0223-34-0501
石巻市 保険年金課	(代)0225-95-1111	山元町 保健福祉課	0223-37-1113
塩竈市 保険年金課	(代)022-364-1111	松島町 町民福祉課	022-354-5705
気仙沼市 保険課	(代)0226-22-6600	七ヶ浜町 町民課	022-357-7446
白石市 健康推進課	0224-22-1362	利府町 生活環境課	022-767-2118
名取市 保険年金課	(代)022-384-2111	大和町 町民課	022-345-1117
角田市 保険年金課	0224-63-2117	大郷町 町民課	022-359-5504
多賀城市 国保年金課	(代)022-368-1141	富谷町 長寿福祉課	022-358-0513
岩沼市 健康増進課	(代)0223-22-1111	大衡村 住民税務課	(代)022-345-5111
登米市 国保年金課	0220-58-2166	色麻町 福祉課	0229-66-1700
栗原市 健康推進課	0228-22-0370	加美町 保健福祉課	0229-63-7872
東松島市 市民課	(代)0225-82-1111	涌谷町 町民税務課	0229-43-2113
大崎市 保険給付課	0229-23-6051	美里町 町民生活課	0229-33-2114
蔵王町 町民税務課	0224-33-3001	女川町 町民課	(代)0225-54-3131
七ヶ宿町 保健福祉課	0224-37-2114	南三陸町 町民税務課	0226-46-1373

お問い合わせ先

■宮城県後期高齢者医療広域連合事務局

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3 宮城自治会館9階

総務課(議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)/企画財政課/会計課

TEL 022-266-1026

FAX 022-266-1031

電算課、保険料課、給付課

TEL 022-266-1021

URL: <http://www.miyagi-kouiki.jp>